

消防本部向けハラスメント防止の対応状況調査結果【概要】**第1 調査方法**

調査時点 平成28年4月1日（平成29年2月17日～3月3日調査実施）

調査対象 全国の消防本部（733本部）

第2 調査結果**（1）ハラスメントの防止、厳正な対処に関するトップ方針の文書等の発出**

- 発出したことがある 411本部（56.1%）
 - ・職員数500人以上の本部 86.8%
 - ・職員数50人未満の本部 27.8%

（2）公益通報窓口・相談窓口の設置

- 消防職員からの通報・相談を受け付ける窓口がある消防本部 543本部（74.1%）
 - ・職員数500人以上の本部 92.1%
 - ・職員数50人未満の本部 62.5%
- 窓口の設置場所は、
 - ・消防本部に設置している場合は総務課などの総務担当部署の割合が多い
 - ・市町村長部局に設置している場合は人事課などの人事担当部署の割合が多い

（3）懲戒処分基準の策定状況等

- 懲戒処分基準を定めている 670本部（91.4%）
- 懲戒処分の公表基準を定めている 572本部（78.0%）
- 懲戒処分決定のための審査会を設置 668本部（91.1%）
 - ・審査会のメンバーは消防本部内部の者と外部の者で構成している本部が約半数

（4）その他のハラスメント防止の取組

- ハラスメント防止を目的とした研修を実施 375本部（51.2%）
 - ・職員数500人以上の本部 81.6%
 - ・職員数50人未満の本部 43.1%
- ハラスメント等の不祥事防止に対する消防長等の方針文書の発出
- ハラスメント防止等に関する内部規定（規則、要綱、指針等）の策定
- ハラスメント等の不祥事防止のためのチェックシートの実施 等